

太陽光発電事業にかかる自然環境保全協定の手続きについて

静岡県では、太陽光発電事業を行うにあたり、自然公園や自然環境保全地域以外の場所で一定規模以上の土地の改変(防災工事、仮設道含む)を伴う場合には、静岡県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結しています。

協定を締結(又は締結の必要性を判断)する際には、自然環境調査(現地調査)が必要になります。太陽光発電事業を行う際には、早めに自然保護課へご相談ください。

自然環境保全協定締結の対象となる開発行為

(静岡県自然環境保全条例第24条第1項、同施行規則第30条、第31条)

- ①宅地造成
- ②ゴルフ場建設
- ③レクリエーション施設用地の造成
- ④墓地の造成
- ⑤工場用地の造成
- ⑥鉱物の採掘又は土石の採取
- ⑦上記以外の土地の形質の変更を伴う行為であって自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると知事が認める行為 ⇨太陽光発電事業はここに該当!

上記のいずれかに該当し、かつ以下の場合

- ①5ヘクタール以上の形質変更
- ②1ヘクタール以上5ヘクタール未満の形質変更であって、静岡県レッドデータブック掲載種のうち絶滅危惧Ⅱ類以上の種の生育・生息が確認された場合

※ただし、「都市計画法に基づく市街化区域・風致地区」「森林法に基づく保安林」「農業振地域の整備に関する法律に基づく農用地区域」等の区域は開発規模の面積算出から除外します。(開発行為に伴い区域解除となる場合は除外できません。)

太陽光発電事業における土地の改変の考え方

設置場所が自然草地や灌木地の場合においても、それらの環境は生物にとって重要な生育・生息地になっています。自然草地等への設置は、伐根除根や造成を伴いませんが、パネルを面的に設置することにより、それらの環境が改変されることから、野生動植物の生息・生育環境への支障が懸念されます。

そのため、太陽光発電事業における土地の改変の範囲は、太陽光発電パネル、架台及びパワーコンディショナー等関連設備の水平投影面積及びその他の土地の造成面積の合計とします。(営農型太陽光発電は除く)

自然環境保全協定の内容

- ・自然環境調査で確認された希少野生動植物に対する保全対策
- ・緑化計画
- ・残土処理方法 など